

大好評

コープの
三大疾病保険

さん

だい

しっ

ぺい

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

がん

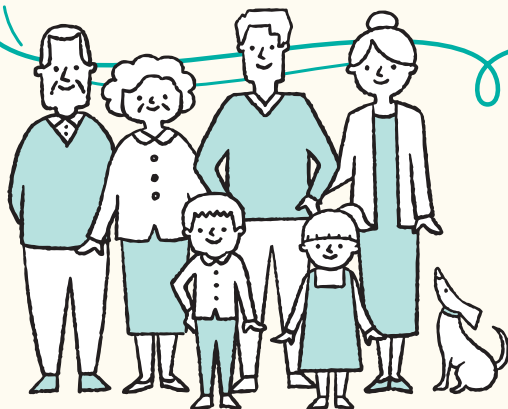
脳卒中

急性
心筋梗塞

+

先進
医療

一時金 で備える安心



大切な組合員と

そのご家族のために

作った保険です

持病があっても入りやすい!

✓ **2つの質問**で簡単申込み✓ **100才**まで続く補償✓ 保険料が**47.5%割引**(団体割引等適用)インターネットでも
加入できます!
(新規加入のみ)

📱 スマホ加入はこちら



保険期間

2024年3月1日午前0時*より2025年3月1日午後4時の1年間(毎年3月1日更新)

※新規加入の場合は午前0時、継続加入の場合は午後4時

お手頃な保険料で、充実の補償内容

詳しくは中面へ ▶▶▶

お問い合わせは
こちら〈お問い合わせ先〉代理店・扱者
株式会社コープエイシスコープ保険プラザ 営業時間9:00~17:00 [日曜・12/30~1/3を除く]

0120-156-980

〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目2番1号

- 団体保険契約者：
日本コープ共済生活協同組合連合会
- 引受保険会社：
三井住友海上火災保険株式会社

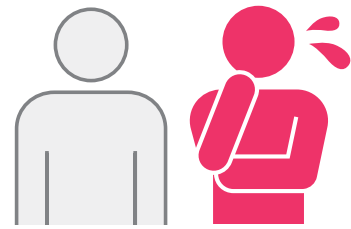
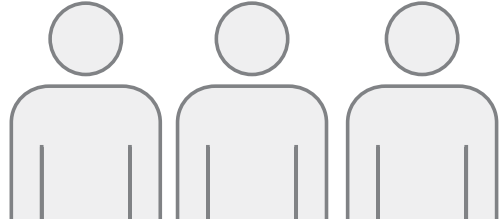
そもそもどのくらいの方ががんを含む三大疾病に？



入院患者の

約5人に1人が

三大疾病



出典：厚生労働省 平成29年患者調査

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」を三大疾病といいます。入院患者の約5人に1人が三大疾病を原因としています。さらに、自覚症状がなくても、70代後半をピークに病気になるリスクは高まる傾向です。

(参考：厚生労働省 平成29年患者調査より算出)

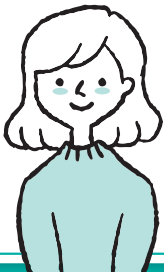
家族の安心のために、
家計の負担にならない
お手頃な保険で備えて
おきたいですね！



私たち

とっても助かりました！

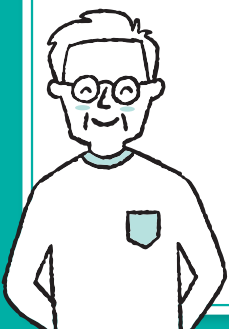
コープの三大疾病保険に加入された組合員の声



加入した時は使うと思って入っていませんでしたので、コープの三大疾病保険は本当に入って良かったです。サービスも大満足です。



まだまだ先の事と思っていましたが、コープの三大疾病保険に入っていて良かったと思いました。経済的に助かりました。ありがとうございました。



病気で不安な時に振込まれるまでとても早かったです！16日に手術をし請求手続きの電話をしたところ、すぐに書類が届きました。書類返送後、翌月1日には振込まれました。すばやい対応に感謝します。



本当に一時金の有り難さを感じています。また、手続き後の入金も早い対応でした。手続きは、親切丁寧でわかりやすい。この保険はとてありがたいです。

大切な組合員とご家族に一。

大切な組合員とご家族に

コープの三大疾病保険

がん

急性心筋梗塞

脳卒中

の備えに



組合員本人とお子さまでご加入の場合

ご加入例 (保険の対象者の年齢例)
スタンダードプラン
200万円コース

10才

44才

月払保険料

180円

1,210円

三大疾病診断保険金

200万円

三大疾病入院保険金

日額 3,000円

三大疾病手術
保険金

入院中 6万円
入院中以外 1.5万円
放射線治療 3万円

三大疾病通院保険金

日額 3,000円

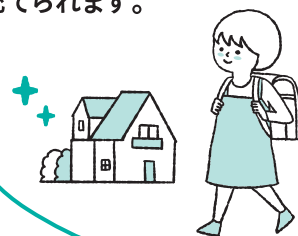
先進医療費用保険金

1保険期間 2,000万円まで

POINT!

一時金は使い道が自由!

まとまった一時金は治療だけでなく、生活費や教育費、ローン返済など、本当に困った費用に充てられます。



ご加入の条件

加入可能な年齢	新規加入は2024年3月1日時点で0才(生後15日以上)～満84才までの方。継続加入は満100才まで。
加入者となる方	日本コープ共済生活協同組合連合会に加盟する会員生協の組合員(満18才以上の方)
被保険者(補償の対象者)本人(*)となる方	① 組合員本人 ② 組合員の配偶者 ③ 組合員もしくは組合員の配偶者の子 ④ 組合員およびその配偶者の同居・別居の両親 ⑤ 組合員の同居の兄弟姉妹 ⑥ 組合員の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

// コープの三大疾病保険にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです //

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

健康・医療

介護

暮らしの相談

認知症・行方不明時の対応相談

情報提供・紹介サービス

健康・介護ステーション

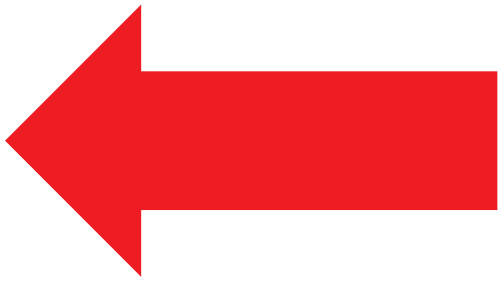
インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

*サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の裏面をご覧ください

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◀◀ 詳しい **コース** と **月払保険料** 書面でのお申し込みはコチラ



**加入申込票は
裏面にあります**

「コープの三大疾病保険」 に関する注意事項

(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社 商品名:団体総合生活補償保険【MS&AD型】)

- この保険は【コープ共済】ではありません。
- この保険は1年ごとの自動更新です。年度ごとに保険料・補償内容等が変更になる場合があります。
- この保険は、5才刻みで保険料が変わります。
- 保険料は3月1日時点(保険始期)の満年齢で決まります。
- 【スタンダードプランのみ】
入院保険金・手術保険金・通院保険金は三大疾病が原因の場合のみお支払いいたします。三大疾病以外の入院・手術・通院は対象ではありません。
- 死亡保険金はありません。
- 解約返れい金はありません。
- ご希望の方は、先進医療費用の補償をはずすことができます。
その場合、月払保険料表から80円差し引いた保険料になります。
- 初年度契約の保険(補償)期間の開始時より前に被ったケガまたは発病した病気については保険金をお支払いしません。(このお取扱いは、健康状態告知に誤りがない場合でも例外ではありません。)ただし、補償開始後1年超経過してお支払いの事由に該当した場合は保険金をお支払いすることがあります。

加入申込票ご記入時の注意事項

◆加入申込票兼健康状況告知書は**組合員(加入者)ご本人がすべてご記入**ください。

※ご記入の際は黒の消せないボールペンをご使用ください

【加入者】**コープこうべ(日本コープ共済生活協同組合連合会)に登録の組合員本人**となります。(家族組合員は加入者になれません)

家族組合員が加入者としてお申込みを希望される場合は、お近くのコープで新加入手続をお願いします。

【補償の対象者(被保険者)となれる方】

- ①組合員本人
- ②組合員の配偶者
- ③組合員もしくは組合員の配偶者の子
- ④組合員およびその配偶者の同居・別居の両親
- ⑤組合員の同居の兄弟姉妹
- ⑥組合員の同居の親族(6親等内の血族および3親等以内の姻族)

「コープの三大疾病保険」は、毎月月末受付⇒翌々月1日補償開始となります。

株式会社コープエイシスにおけるお客様の個人情報の取扱いについて

1.利用目的

お預かりいたしました個人情報は、保険代理業及び保険募集に関する業務(損害保険・生命保険の募集及び契約管理)等のために利用させていただきます。なお、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、これらの目的以外に利用または第三者に提供することはありません。

2.個人情報の取り扱いに関する申し出先

〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目2番1号 株式会社コープエイシス

個人情報 苦情・相談窓口 078-441-9229(9:00~16:40、土日祝・12/30~1/3以外)Eメールアドレス:kanri@coop-assis.co.jp

3.個人情報保護管理者 株式会社コープエイシス 取締役統轄本部長

4.株式会社コープエイシス個人情報保護方針

詳しくは、弊社ホームページ(<https://www.coop-assis.co.jp>)でご確認ください。

お申込みの際は、パンフレットの**重要事項のご説明(補償内容)(契約概要)(注意喚起情報)**等を必ずお読みいただき、確認いただきますようお願いいたします。



皆さまのよくある質問に お答えします



Q 加入条件は？ 持病があるんだけど…

A 二つの質問に答えるだけです！

質問 1

これまでに医師ががん(上皮内新生物を含む)・心筋梗塞・脳卒中(脳梗塞、脳内出血およびくも膜下出血)のいずれかと診断されたことがありますか？

質問 2

過去2年以内に、病気により医師の手術を受けたこと、または入院したことがありますか？

※初年度契約の補償開始日より前に発病した病気(その病気と因果関係があると診断された病気を含みます)については保険金をお支払いしません。
ただし、補償開始後1年超経過してお支払いの事由に該当した場合は、因果関係を問わず保険金をお支払いします。
※その他の加入条件(加入可能な年齢、加入者となる方など)は「ご加入の条件」をご確認ください。

Q 補償期間はいつからですか？

A 下記をご参照ください！

お申込み締切日と補償開始日

- お申込み締切日: 毎月月末
- 補償開始日: お申込み締切日の翌々月1日午前0時
- 初回保険料の口座振替日: 補償が開始した翌月より、毎月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

1	2	3	4
加入依頼書 お申込み締切日	補償開始日	初回保険料の 口座振替日	契約更新日
毎月月末	①の翌々月1日	②の翌月5日	3月1日

※解約される場合は毎月月末が解約書類提出締切日、補償終了日は解約書類提出締切日の翌々月1日、最終保険料の口座振替日は補償終了月の5日です。

他にもこんなご質問が！

q1

この保険の対象になる三大疾病とはどんな病気ですか？

A1

以下の通りです。
がん: 悪性新生物および上皮内新生物のことで、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫等を含みます。
急性心筋梗塞: 心臓に栄養を送る血管(冠動脈)が突然詰まる病気です(狭心症は含みません)。
脳卒中: 脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血の総称で、脳血管が詰まったり破れたりする症状です。

q2

三大疾病診断保険金はどんな時に受け取れますか？

A2

医師によって三大疾病に罹患、発病したことが診断され、治療を開始し、下表の支払要件を充足した場合に受け取れます(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院された場合に限り)。詳しくは重要事項説明をご確認ください。

支払事由	支払要件
①以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 イ. 原発がんが、治療したことにより、がん(上皮内新生物を含む)が認められない状態となり、その後初めてがん(上皮内新生物を含む)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)により診断された場合に限り。	
②急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。
③脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。

q3

三大疾病診断保険金は
何度でも受け取れますか？

A3

保険期間中に1回までなら三大疾病それぞれで受け取れます。また、支払事由に該当した日からその日を含めて1年を超えて同一事由に該当した場合は、同一の事由で複数回受け取れます。

q4

すでに他の保険(共済)で先進医療費用の補償に加入しています。
この保険の先進医療費用にも加入する場合、先進医療費用は両方の保険(共済)から保険金を受け取れますか？

A4

他の保険契約等で同様の補償(先進医療費用保険金)がある場合、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた金額をお支払いいたします。

q5

加入者証は
いつ届きますか？

A5

補償開始月の末に発送いたします。

q6

生命保険料控除の対象に
なりますか？

A6

介護医療保険料控除の対象となります。

q7

保険期間の途中で別のコースへ
変更できますか？

A7

できます。ただし、コースによっては改めて健康告知をいただく必要があります。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。

q8

生協を脱退した場合はどうなりますか？

A8

この保険は生協組合員専用の保険のため、脱退されると保険を継続することはできません。なお、再度他の生協に加入する場合(引越し等)、再加入先の生協でコープの三大疾病保険の取扱いがあれば、お手続きにより契約を継続することが可能です。

その他

気になることは、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください！



プランとコース

- ご加入は、全6コースのうち1コースのみとなり、重複加入はできません。
- 死亡保険金はありません。
- ケガの補償はありません。(先進医療費用保険金を除きます)

6つのコースからお選びください

		三大疾病の補償を しっかり手厚く! A スタンダードプラン				お手ごろな保険料で 安心の補償! B シンプルプラン	
		300万円 コース A3	200万円 コース A2	100万円 コース A1	50万円 コース A05	200万円 コース B2	100万円 コース B1
三大疾病 診断 保険金	三大疾病を発病し、 所定の状態に該当した場合	1保険期間 各1回を限度に 300万円 200万円 100万円 50万円				1保険期間 各1回を限度に 200万円 100万円	
三大疾病 入院 保険金	三大疾病で入院したとき 1日から1,095日以内、1入院 あたり180日が限度(日帰り入院も 対象)	日額 3,000円				日額 1,500円	
三大疾病 手術 保険金	三大疾病により受けた手術に ついて、三大疾病入院保険金 日額に対する倍数でお支払い	入院中 6万円	入院中以外 1.5万円	放射線治療 3万円	入院中 3万円 入院中以外 7,500円 放射線治療 1.5万円	—	
三大疾病 通院 保険金	三大疾病による入院終了(退 院)後、180日以内にその三大 疾病治療によって通院した場 合(90日限度)	日額 3,000円				日額 1,500円	
先進医療 費用 保険金	病気またはケガでの 先進医療による治療費等を 負担された場合 ※宿泊費は1泊につき1万円が限度	1保険期間 2,000万円まで 技術費・交通費・宿泊費				1保険期間 2,000万円まで 技術費・交通費・宿泊費	

※先進医療費用保険金をはさずすることができます。

三大疾病診断保険金に
おける所定の状態

がん：がん(悪性新生物および上皮
内新生物)と診断された場合

急性心筋梗塞：急性心筋梗塞と診断
され、その治療のため入院した場合

脳卒中：脳卒中と診断され、
その治療のため入院した場合

※詳しくは、Q&Aおよび「重要事項のご説明」をご確認ください。

月払保険料

男女共通

2024年3月1日時点での満年齢です。

先進医療費用保険金をはさず場合

記載の保険料から80円差し引いた保険料となります。

- 更新について…保険は1年更新で、5才きざみで保険料が変わります。

被保険者 年齢	A スタンダードプラン				B シンプルプラン	
	300万円コース A3	200万円コース A2	100万円コース A1	50万円コース A05	200万円コース B2	100万円コース B1
0(注)~4才	230円	200円	160円	50才以上の方 生年月日が 昭和49年3月1日以前 のためのコース 先進医療費用保険金 以外の補償を少なく することで保険料の 負担を減らしたコース	160円	50才以上の方 生年月日が 昭和49年3月1日以前 のためのコース 先進医療費用保険金 以外の補償を少なく することで保険料の 負担を減らしたコース
5~9才	220円	190円	150円		160円	
10~14才	210円	180円	140円		160円	
15~19才	210円	180円	140円		160円	
20~24才	240円	200円	150円		180円	
25~29才	500円	370円	240円		340円	
30~34才	820円	590円	350円		550円	
35~39才	1,210円	850円	500円		790円	
40~44才	1,750円	1,210円	680円		1,140円	
45~49才	2,580円	1,780円	990円		1,660円	
50~54才	3,210円	2,240円	1,260円	2,030円	1,050円	
55~59才	5,070円	3,520円	1,970円	1,030円	3,180円	
60~64才	9,510円	6,540円	3,570円	1,820円	6,020円	3,050円
65~69才	12,780円	8,810円	4,830円	2,460円	8,030円	4,050円
70~74才	16,580円	11,480円	6,390円	3,240円	10,270円	5,180円
75~79才	18,040円	12,730円	7,430円	3,750円	10,680円	5,380円
80~84才	11,900円	8,980円	6,050円	3,060円	5,930円	3,000円
85~100才	9,400円	7,470円	5,540円	2,800円	3,940円	2,010円

(注)2024年3月1日時点で生後15日以上

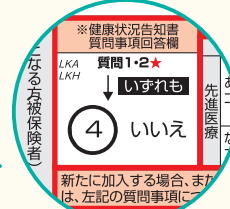
※保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数と保険金の支払状況に従った割引率で決定されます。また、更新時に保険料改定等により保険料が変更となることがあります。

健康に関する告知質問事項

- 以下の「健康に関する告知ご回答のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。
- 「コープの三大疾病保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、組合員(加入者)ご自身がお答えください。

質問事項	
質問 ①	これまでに医師にがん(上皮内新生物を含む)・心筋梗塞・脳卒中(脳梗塞、脳内出血およびくも膜下出血)のいずれかと診断されたことがありますか？
質問 ②	過去2年以内に、病気により医師の手術を受けたこと、または入院したことがありますか？ ※新型コロナウイルスによる自宅療養等は入院歴にはあたりません。 妊娠・出産に関わる手術歴・入院歴については、告知は不要です。

質問1および質問2に対する回答が
いずれも「いいえ」の場合のみ、お引き受けします。



(ご注意) 普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。

なお、初年度契約の補償開始時より前に発病(※1)した病気(※2)については保険金をお支払いしません。

(※1)「発病」とは、医師が診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます)した発病をいいます。発病日は「初診日」または「要再検査・要精密検査・要治療となった健康診断の受診日」となります。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(※2) 初年度契約の補償開始時より前に罹患していた既往症と因果関係があると診断された病気を含みます。ただし、補償開始後1年超経過してお支払いの事由に該当した場合は、因果関係を問わず保険金をお支払いします。

コープの三大疾病保険 健康に関する告知ご回答のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、健康に関する告知をご回答ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(※)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>

(※) 保険金額の増額(100万円コースから200万円コースへの変更・特約の追加等)等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず加入者本人が被保険者(補償の対象者)全員について、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康に関する告知質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

○代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。○代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入、または、インターネット加入システムにてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

「健康に関する告知質問事項」に該当された場合、お引受けできません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

上記「健康に関する告知質問事項」の「ご注意」および、補償内容・重要事項のご説明等をご覧ください。

7. その他留意いただく点

○ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。○「健康に関する告知質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

加入申込票 記入例 消えないボールペンで記入ください

生協花子

訂正、取消の場合は二重線で消し、訂正箇所には訂正署名(フルネーム)または訂正印を押印ください。

A ご記入はSTEP1・2 いずれも組合員(加入者)ご本人がご記入ください。

B 団体契約の保険始期(2024年3月1日)現在の満年齢をご記入ください。
※2024年3月1日現在の満年齢により保険料が決定するためです。

C 加入者と被保険者が同じ場合でも、ご記入ください。

D 複数の保険契約にご加入の場合は、全ての保険契約の合計金額をご記入ください。

使用期限: 令和6年12月31日お申込みまで | 保険期間: 令和6年3月1日から令和7年3月1日まで

STEP 1 加入者情報をご記入ください。必ずご記入ください。

私は、「コープの三大疾病保険」のパンフレット、告知書、加入申込票(この告知書)を確認し、これらを書面もしくは電子データなど団体が定める方法で受領すること、および個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。また、私から特段の申し出をしない限り、以後、毎年3月1日を継続日としてこの保険の契約を継続する手続きをあらわしてお申し込みします。

010 申込日 兼告知日	令和6年1月10日	017 組合員番号 (右括弧で記入)	1 2 3 4 5 6 7 8
011 電話番号 (携帯もしくは自宅)	012 〒(郵便番号)		018 住所
090 - 0000 - 1234	399 (漢字)		トウキョウトチヨダクカンダスルガダイ3-11-1
012 電話番号 (その他)	013 性別		014 生年月日
-	982 男() 女()		980 大正() 昭和() 平成() 令和()
-	982 男() 女()		980 55年5月1日
019 年齢	満43才		
020 氏名	021 住所		
020 組合員氏名 (加入者兼告知者)	021 東京都千代田区神田駿河台3-11-1		
022 組合員(加入者)本人がフルネームでご署名ください。	023 生協花子		

STEP 2 保険の対象となる方の情報も加入者となる方がご記入ください。加入者と被保険者が同じ場合でもご記入が必要です。

2024年(令和6年)3月1日現在の年齢をご記入ください。

390 ① 氏名	04 カナ	302 性別	303 年齢
04 カナ	セイキョウタロウ	男() 女()	満47才
05 住所	06 生年月日		
L87 漢字	昭和() 平成() 令和()		
生協太郎	51年8月1日		
07 加入コース	08 加入保険料		
300 加入コース(ご希望のコース1つに○をつけてください) 572 () *	2,580		
スタンダードプラン	シンプルプラン		
300万円 A3	200万円 A2	100万円 A1	50万円 A05
200万円 B2	100万円 B1	50万円 C05	200万円 D2
300万円 C3	200万円 C2	100万円 C1	50万円 D1
保険料表記載の保険料をご確認後、ご自身でご記入ください。			
2,580			
09 加入者情報			
10 加入者情報			
11 加入者情報			
12 加入者情報			
13 加入者情報			
14 加入者情報			
15 加入者情報			
16 加入者情報			
17 加入者情報			
18 加入者情報			
19 加入者情報			
20 加入者情報			
21 加入者情報			
22 加入者情報			
23 加入者情報			
24 加入者情報			
25 加入者情報			
26 加入者情報			
27 加入者情報			
28 加入者情報			
29 加入者情報			
30 加入者情報			
31 加入者情報			
32 加入者情報			
33 加入者情報			
34 加入者情報			
35 加入者情報			
36 加入者情報			
37 加入者情報			
38 加入者情報			
39 加入者情報			
40 加入者情報			
41 加入者情報			
42 加入者情報			
43 加入者情報			
44 加入者情報			
45 加入者情報			
46 加入者情報			
47 加入者情報			
48 加入者情報			
49 加入者情報			
50 加入者情報			
51 加入者情報			
52 加入者情報			
53 加入者情報			
54 加入者情報			
55 加入者情報			
56 加入者情報			
57 加入者情報			
58 加入者情報			
59 加入者情報			
60 加入者情報			
61 加入者情報			
62 加入者情報			
63 加入者情報			
64 加入者情報			
65 加入者情報			
66 加入者情報			
67 加入者情報			
68 加入者情報			
69 加入者情報			
70 加入者情報			
71 加入者情報			
72 加入者情報			
73 加入者情報			
74 加入者情報			
75 加入者情報			
76 加入者情報			
77 加入者情報			
78 加入者情報			
79 加入者情報			
80 加入者情報			
81 加入者情報			
82 加入者情報			
83 加入者情報			
84 加入者情報			
85 加入者情報			
86 加入者情報			
87 加入者情報			
88 加入者情報			
89 加入者情報			
90 加入者情報			
91 加入者情報			
92 加入者情報			
93 加入者情報			
94 加入者情報			
95 加入者情報			
96 加入者情報			
97 加入者情報			
98 加入者情報			
99 加入者情報			
100 加入者情報			

キリトリ 切り取り後、ご郵送、または生協の地域担当者に一声かけてお渡しください。

ご記入はSTEP1・2いずれも組合員(加入者)ご本人がご記入ください。★の項目は加入者の訂正署名(フルネーム)が必要です。

使用期限: 令和6年12月31日お申込みまで

保険期間 令和6年3月1日から令和7年3月1日まで

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

STEP 1 加入者情報をご記入ください。

新たにご加入する場合 (新規加入)

ご加入済みで、追加加入する場合 (被保険者追加)

コース変更

増額

私は、「コープの三大疾病保険」のパンフレット、「重要事項のご説明」、「ご加入内容確認事項」等を確認し、これらを書面もしくは電子データなど団体が定める方法で受領すること、および個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。また、私から特段の申し出をしない限り、以降、毎年3月1日を継続日としてこの保険の契約を継続する手続きをあわせて申し込みます。

010 申込日 兼告知日 令和 R 年 月 日
017 組合員番号 (右詰で記入)
カタカナ 317
012 〒 (郵便番号) 399 (漢字)
307 カタカナ
組合員氏名 (加入者兼告知者) 組合員(加入者)本人がフルネームでご署名ください。★
性別 982 男(1) 女(2)
生年月日 980 (1)大正 (S)昭和 (H)平成
年 月 日 満 才

STEP 2 保険の対象となる方の情報を加入者となる方がご記入ください。加入者と被保険者が同じ場合でもご記入が必要です。

※三井住友海上火災保険株式会社宛 左頁の健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることに同意します。健康状況告知書ご記入のご案内を受け取り、内容を了解しました。

2024年(令和6年)3月1日現在の年齢をご記入ください。

390 ① 保険の対象となる方(被保険者)
J04 カナ 氏名 L67 漢字
302 *性別 男(1) 女(2)
303 *年齢 満 才
323 *生年月日 (S)昭和 (H)平成 (R)令和 年 月 日
み加入者から続柄 L18 本人(1) 配偶者(2) 子(3) 両親(4) 同居の兄弟姉妹(5) 同居の親族(6)
※健康状況告知書質問事項回答欄 LKA LKH 質問1・2★ いずれも 4 いいえ
300 加入コース (ご希望のコース1つに○をつけてください) 572① ★
スタンダードプラン シンプルプラン
ありコース 300万円 200万円 100万円 50万円 200万円 100万円
なしコース 300万円 200万円 100万円 50万円 200万円 100万円
A3 A2 A1 A05 B2 B1
C3 C2 C1 C05 D2 D1
加入保険料 社内欄 300 572① 円

新たに加入する場合、または、保険責任の変更(保険金額の増額、特約追加など)をする場合は、左記の質問事項につき正確にご回答ください。
(注)スタンダードプランにご加入で同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、団体総合生活補償保険等の契約に対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます)がありますか。「あり」の場合、「あり」に○印のうえ、必ず○印の隣の欄にご記入ください。ご記入のない場合、「なし」と回答したことになります。(他の保険会社等における契約、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。)

パンフレットをご希望の場合はコープ保険プラザまでお問い合わせください。

生協名(カナ) 018 コープ 019
生協使用欄 受付日 令和 年 月 日 所属名 所属コード 担当者名 担当者コード
記入代理店 R50 合計保険料 受付担当 受付日 中途加入始期日 受付連番 098 加入者番号 099 旧加入者番号 331 特記事項(カナ)

生協の口座登録の有無にかかわらず、ご記入ください。 被保険者記入欄が不足する場合や記載事項の確認については生協職員ではなく、代理店までお問い合わせください。 DC230902 2023.9/AHJ62

保険料の引落は、宅配(生協商品カタログめーむ)の代金支払口座利用となりますので、記入は不要です。ただし宅配ご利用口座のない方、又は、別口座をご希望の方は下記へご記入ください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

振込日・払込日 毎月5日(休業日の場合はその翌営業日)

ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関 または ゆうちょ銀行
預金口座 1 普通預金 2 当座預金
ゆうちょ銀行 契約種別コード 通帳記号 通帳番号(右詰め) 払込先口座番号 00950-8-101947 払込先加入者名 生活協同組合コープこうべ
フリガナ 口座名義人

組合員番号

私は、生活協同組合コープこうべ(以下甲という)から請求された金額を私名義の左記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約の上依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)

- 1. 甲から貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日(当日が金融機関休業日の場合には翌営業日)に請求書記載金額を預金口座から引落としの上支払ってください。この場合は、預金規定または当座動定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を払戻してもさしつかえありません。
3. この規約を解約するときは、私が甲から請求のあった金額(振替請求額)の金額または一部を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。なお、届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申しない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかたに紛論が生じても、一切私と甲の間で解決し、貴店には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

検印 印鑑照合 受付印

金融機関使用欄 本依頼書・申込書に不備のある場合には、下記該当箇所に○印を付け、甲へご返送ください。

- 1. 口座取引なし 2. 記載事項等相違(店名、預金種目、記号、番号、口座名義) 3. 印鑑相違 4. その他()

※本依頼書・申込書に不備がありましたら、下記宛にご返送ください 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号 〒658-8555 生活協同組合コープこうべ 経理部

金融機関コード 押し直し印 お届け印 (必ずご押印ください。)

お申込み手続きについて

書面

でお申込み



中面の一番右側でございます、
「加入申込票」に必要事項をご記入いただき
代理店・扱者までご提出ください。
詳しくは中面をご覧ください。



※画像はイメージです。実際の加入申込票とは異なる場合があります。

or

WEB

でお申込み



スマホはこちら

手続きは
5分で完結!



PCはこちら



コープ保険プラザ

で検索

補償内容・
重要事項の
ご説明等はこちら

加入される方は、右リンク先の「ご加入内容確認事項」および「重要事項のご説明」について、PDFファイルにより提供を受けることに同意いただき、必ずお読みくださいようお願いいたします。リンク先のPDFファイルはご加入者さまご自身の端末に保存または印刷をお願いします。
書面の送付をご希望の場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

https://coopkyosai.coop/dantai/lp/sandai/important_theory.pdf



お問い合わせは
こちら

〈お問い合わせ先〉代理店・扱者
株式会社コープエイシス コープ保険プラザ 営業時間 9:00~17:00 [日曜・12/30~1/3を除く]

0120-156-980

〒658-0081
兵庫県神戸市東灘区田中町
5丁目2番1号

<https://www.coop-assis.co.jp/>

承認番号:A23-200293 承認年月:2023年12月

✂ キリトリ

料金受取人払郵便

6 5 8 8 7 9 0



受取人

兵庫県神戸市東灘区田中町
5丁目2番1号

差出有効期間
2025年9月30日
まで(切手不要)

定形郵便物

「コープの三大疾病保険」
加入申込票在中

株式会社コープエイシス

コープ保険プラザ 行

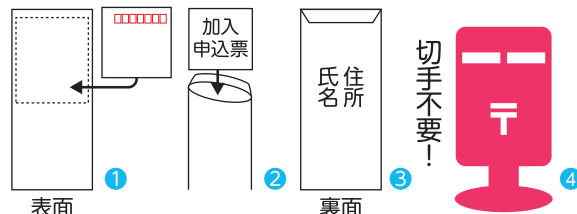


✂ キリトリ

加入申込票の郵送方法

通常郵便より1~2日遅い到着となります。
お早めにご提出ください。

- ①左の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。
(最大サイズ 120×235mm)
- ②その封筒の中に入れて加入申込票を折ってお入れください。
- ③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。



加入申込票の郵送(切手不要)にご利用いただけます。

コープの 三大疾病保険

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

補償内容・重要事項のご説明等

補償内容のご説明

1. 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額は下記のとおりです。

※印を付した用語については、P3の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

各保険金のマークの特約名称
 ★ 三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約 ☆ 疾病補償特約 ◆ 疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ◇ 特定精神障害補償特約セット
 ♥ 先進医療費用保険金補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額								
三大疾病診断保険金 ★ P2(◎)参照	<p>医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(上皮内新生物を含む)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんが診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(上皮内新生物を含む)が認められない状態となり、その後初めてがん(上皮内新生物を含む)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。また、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>③脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p>	支払事由	支払要件	①以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(上皮内新生物を含む)が認められない状態となり、その後初めてがん(上皮内新生物を含む)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。また、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。	—	②急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	③脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額]</p> <p>(注1) 保険期間中がん(上皮内新生物を含む)*、急性心筋梗塞、脳卒中それぞれについて1回に限り。また、(注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>
支払事由	支払要件									
①以下のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 イ. 原発がん*が、治療したことにより、がん(上皮内新生物を含む)が認められない状態となり、その後初めてがん(上皮内新生物を含む)が再発または転移したこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、新たにがん(上皮内新生物を含む)に罹患したこと。 ただし、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。また、病理組織学的所見(生検)(*)により診断された場合に限り。	—									
②急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									
③脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病入院保険金 (三大疾病のみ) ☆◇ P2(◎)参照	<p>保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。)(*)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>疾病入院保険金日額×[疾病入院の日数]</p> <p>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含まません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数</p> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
疾病手術保険金 (三大疾病のみ) ☆◆◇ P2(◎)参照	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合[疾病入院保険金日額]×[20] ②①以外の手術の場合[疾病入院保険金日額]×[5]</p> <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし。また、 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし。また、 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
疾病放射線治療保険金 (三大疾病のみ) ☆◇ P2(◎)参照	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病放射線治療保険金日額×[10]</p> <p>(注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>
疾病通院保険金 (三大疾病のみ) ☆◇ P2(◎)参照	<p>疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)</p>	<p>疾病通院保険金日額×[疾病通院の日数]</p> <p>(注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含まません。 ・保険期間の開始時より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数</p> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
先進医療費用保険金 ♥◇ P2(◎)参照	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価医療の</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用* イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
先進医療費用 保険金 ♥◇ 下記(◎)参照	前ページより うち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごと)に別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (注)スタンダードプランにセットされている三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気も補償対象となります。	前ページより (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

2.保険金をお支払いしない主な場合は下記のとおりです。

※印を付した用語については、P3の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断保険金 ★	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(③、⑥および(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(上皮内新生物を含む)*、急性心筋梗塞または脳卒中(* ¹)を発病*した時が、この保険契約の始期日(* ²)より前の場合 ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入プランに継続加入された場合で、がん(上皮内新生物を含む)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、原発がん*のがん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 ●この保険契約の始期日(* ²)以降、既に「保険金をお支払する場合」の①から③までの支払事由に該当しており、その支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に、同一の支払事由に該当した場合 など (*1)がん(上皮内新生物を含む)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
疾病保険金(スタンダードプランのみ) 疾病入院保険金(三大疾病のみ) ☆◇ 疾病手術保険金(三大疾病のみ) ☆◆◇ 疾病放射線治療保険金(三大疾病のみ) ☆◇ 疾病通院保険金(三大疾病のみ) ☆◇	①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ②闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ③精神障害(* ¹)およびそれによる病気 ④戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ⑤核燃料物質等の放射性・爆発性による病気(* ²) ⑥妊娠または出産(「療養の給付」等(* ³)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ⑦原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時(* ⁵)より前に発病*した病気(* ⁴)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入プランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(* ⁶)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)病気を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
先進医療費用保険金 ♥◇	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(* ⁵)より前に被ったケガまたは発病*した病気(* ⁴)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入プランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(◎)三大疾病診断保険金、疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、先進医療費用保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気(*¹)を補償する加入プランに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*²)の原因となった病気(*³)を発病*した時(*⁴)がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時(*⁴)の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*³)を発病した時(*⁴)が、その病気による入院(*²)を開始された日(*⁵)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1)三大疾病診断保険金においては「三大疾病診断保険金」、先進医療費用保険金においては「先進医療に伴う費用」と読み替えます。

(*2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

- (※3) 疾病入院(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。
- (※4) 三大疾病診断保険金においては「被保険者ががん(上皮内新生物を含む)*、急性心筋梗塞または脳卒中(※6)を発病した時」、先進医療費用保険金においては「ケガの原因となった事故発生の時または病気(※7)を発病した時」と読み替えます。
- (※5) 三大疾病診断保険金においては「原発がんのがん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時」、先進医療費用保険金においては「そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日」と読み替えます。
- (※6) がん(上皮内新生物を含む)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (※7) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険金の請求に関する特約(スタンダードプラン)	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注) 被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 三大疾病
三大疾病のみ補償特約(スタンダードプラン)	特約記載の三大疾病(がん(上皮内新生物を含む)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)の治療*を目的とした入院*および通院*の間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。 この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(スタンダードプラン)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

<p>補償対象外となる運動等 山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	<p>補償対象外となる職業 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
---	---

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(上皮内新生物を含む)」とは、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。「がん」は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、「悪性新生物」および「上皮内新生物」の分類コードに規定されたものとし、分類項目内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、三大疾病診断保険金の保険の補償対象とはなりません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体内に在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(※) 継続的に吸入、吸引または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「原発がん」とは、この保険契約の始期日(この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日)以降、既に診断されたがん(上皮内新生物を含む)*をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
適用される保険金の名称 | 疾病入院保険金・疾病通院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
適用される保険金の名称 | 疾病入院保険金・疾病通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリートマン、骨または関節の非膵血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
② 先進医療*に該当する診療行為(※2)
(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断(※)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガ*については、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
② 先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

この保険契約に関する個人情報について、日本コープ共済生活協同組合連合会、引受保険会社、代理店・扱者、加入生協が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は引受保険会社に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。あわせて代理店・扱者及び加入生協が各種商品やサービスの提供・案内を行うために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、日本コープ共済生活協同組合連合会、三井住友海上(<https://www.ms-ins.com>)、代理店・扱者、加入生協のホームページをご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(先進医療費用保険金補償特約をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のすべてに該当する方です。

- ・保険期間の開始時点で生後15日以上満84才以下(継続加入は満100才以下)の方
- ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP1~P2のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P1~P2をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) P2をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P1~P3をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保

険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご通知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはパンフレットの保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払のため、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、解約返れい金はありません。始期日から解約日までの期間に応じた払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

① 他の保険契約等(*)に関する情報(スタンダードプランのみ)

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

② 被保険者の「生年月日」[年齢]

③ 被保険者の健康に関する告知

(注) 告知事項の回答にあたっては、P6「健康に関する告知ご回答のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■ 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。手続きをご案内いたします。

■ 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者(この保険契約*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

① この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・ 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。

・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

新規加入の場合、始期日の午前0時(継続加入の場合、始期日の午後4時)に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
P2をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みただけでない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。手続きをご案内いたします。

ご加入の脱退(解約)に関しては、解約返れい金はありません。

始期日から脱退(解約)日までの期間に於いては、追加の請求をさせていただきます。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

下記をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P4をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&A D型))をお申込みされる場合のご注意事項
 - ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> **こちらからアクセスできます。**

万一、事故が起こった場合は

24時間365日事故受付サービス「コープの三大疾病保険事故受付センター」
0120-860-502 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入にあたっての注意事項

- このパンフレットおよびご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- お客さまのご加入内容が登録される場合があります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)
- (*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書

・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書
 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただく
 よう願います。ご了承ください。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
 (*)法律上の配偶者に限ります。

<税法上の取扱い>(2023年8月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 (注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
 (注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 「生命保険料控除証明書」は基本的にご加入者名で作成されます。団体損害保険加入者証とは別に郵送されますので、大切に保管ください。

コープの三大疾病保険 健康に関する告知ご回答のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、健康に関する告知をご回答ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>
 (*)保険金額の増額(100万円コースから200万円コースへの変更・特約の追加等)等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

- 健康に関する告知の重要性**
 健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず加入者本人が被保険者(補償の対象者)全員について、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
- 正しく告知されなかった場合のお取扱い**
 「健康に関する告知質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 書面によるご回答のお願い**
 ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入、または、インターネット加入システムにてご回答いただきますようお願いいたします。
- 健康に関する告知が必要な方**
 「健康に関する告知質問事項」に該当された場合、お引受けできません。
- 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ**
 ※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康に関する告知質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。
- 保険期間の開始前の発病等のお取扱い**

保険金の名称	お取扱い
三大疾病診断保険金補償(複数回払用)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した三大疾病(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入プランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入プランのご加入時」をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まれます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含まれます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- ・「健康に関する告知質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

コープの三大疾病保険 健康に関する告知質問事項

- 上記「健康に関する告知ご回答のご案内」をご覧ください。
- 「コープの三大疾病保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、組合員(加入者)ご自身がお答えください。

質問事項	
質問 1	これまでに医師にがん(上皮内新生物を含む)・心筋梗塞・脳卒中(脳梗塞、脳内出血およびくも膜下出血)のいずれかと診断されたことがありますか?
質問 2	過去2年以内に、病気により医師の手術を受けたこと、または入院したことがありますか? ※新型コロナウイルスによる自宅療養等は入院歴にはあたりません。 妊娠・出産に関わる手術歴・入院歴については、告知は不要です。

質問1および質問2に対する回答が
いずれも「いいえ」の場合のみ、お引受けします。

<ご注意> 普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。

- なお、初年度契約の補償開始日より前に発病(*1)した病気(*2)については保険金をお支払いしません。
- (※1)「発病」とは、医師が診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます)した発病をいいます。発病日は「初診日」または「要再検査・要精密検査・要治療となった健康診断の受診日」となります。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (※2)初年度契約の補償開始日より前に罹患していた既往症と因果関係があると診断された病気を含まれます。ただし、補償開始後1年超経過してお支払いの事由に該当した場合は、因果関係を問わず保険金をお支払いします。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間) 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？(スタンダードプランのみ)

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

この保険制度に新規加入される場合

既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)

三大疾病の範囲

対象となる三大疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたもの(注1)とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

三大疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
1.悪性 新生物 (注2)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	
	消化器の悪性新生物	C15～C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58	
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63	
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00～D09	
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46		
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3		
2.急性心 筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞(注4)	I21 I22	
	3.脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63

(注1) 下記の分類コードに規定されたものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(注2) 悪性新生物とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているもの(注3)をいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	…悪性、原発部位
／6	…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注3) 悪性または上皮内癌と明示されているものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

(注4) 再発性心筋梗塞(I22)は、三大疾病診断保険金のみ対象となります。